



みどり

第502号

公益社団法人
徳島県環境技術センター
徳島市津田海岸町2-33
電話 (088)636-1234(代)
FAX (088)636-1122
<https://www.tokushima-env.jp>

令和3年度 第8回 理事会を開催

県環境技術センターは、1月7日(金)午後2時から理事10名、監事2名の役員が出席し、第8回理事会を開催した。

理事会の議案及び協議・決定事項は以下のとおり。

《協議事項》

議題	協議内容
1 令和4年の事業計画案の提案について	令和4年度の事業計画案を提出し、事業内容について説明した。新たな事業提案や内容の訂正等については別途受け入れ、それに対応する事業計画案と予算案を次回理事会に提出することとした。
2 支所（旧支部）報告会の開催及びスケジュールについて	令和3年度に実施したセンター事業および理事会運営報告、地域の実情や課題など会員の意見を集約することを目的とし、2月から3月にかけて地区（旧支部）単位で会員報告会を開催することを決定した。
3 令和4年度任期満了に伴う役員改選について	令和4年度の役員改選に向け、役員候補者選出方法や総会までのスケジュールについて説明を行い、今後検討していくこととした。
4 その他 ①アルコールチェックの義務化について	4月に施行されるアルコールチェックの義務化について、その対応方法や検知器の選定などについて意見交換を行った。

《報告事項》

報告事項	報告内容
1 センター土地の使用にかかる整備について	<p>＜既存建物＞ 事務作業を行うための事務用品・パソコン等の設備、警備にかかる費用を報告した。</p> <p>＜敷地＞ 法人車輛の駐車スペースとするための車輛止め、ライン引きにかかる費用を報告した。</p> <p>【長期利用計画】 100人規模の講習会を可能とする施設の建設については資金積立計画を立てていくことを報告した。</p>
2 センター部会の開催結果について	12月に開催された部会の結果報告を行った。 <p>＜12/13 施工部会（第2回）＞ (1)中間検査制度の要望について (2)浄化槽の適正工事を推進するための施策について (3)浄化槽設置届出（計画）書等の電子申請導入について</p>

- (4)とくしま浄化槽連絡協議会の施工部会にかかる議題について
<12/15 清掃部会（第2回）>
 (1)浄化槽維持管理標準契約書マニュアルの改正案について
 (2)とくしま浄化槽連絡協議会の清掃部会にかかる議題について
<12/15 保守点検部会（第2回）>
 (1)浄化槽維持管理標準契約書マニュアルの改正案について
 (2)浄化槽保守点検登録条例に則した実務について
 (3)とくしま浄化槽連絡協議会の保守点検部会にかかる議題について
<12/16 メーカー部会（第1回）>
 (1)メーカー部会における協議事項について
 (2)浄化槽設置届出（計画）書の電子申請導入について
 (3)とくしま浄化槽連絡協議会のメーカー部会に係る議題について
 (4)浄化槽維持管理標準契約マニュアルの改訂案について
 (5)コンパクト型浄化槽の保守点検回数について
- 3 センター事業「浄化槽維持管理技術講習会」の開催について
 日時：2月3日(木)13:00～16:00
 場所：徳島グランヴィリオホテル
 内容：
 ①「KRS型」の構造・維持管理について
 ②「水創り王」の構造・維持管理について
 ③浄化槽情報提供
- 4 会員企業の退会について
 会員企業より退会届が提出された旨を報告した。
＜退会企業＞
 企業名：佐藤総合設備㈱
 所属：徳島地区 施工部会
- 5 執行理事の業務報告について
 12/4～1/6の執行理事の業務報告を行った。
- 6 次回理事会の日程調整について
 第9回理事会を1月27日(木)に開催することとした。
- 7 その他
 ①環境省浄化槽整備推進関係予算案について
 全浄連から連絡を受けた令和4年度予算案について報告した。

午後3時45分、田村会長がすべての議案が終了した旨を宣言し、円滑な議事進行への協力にお礼を述べた後、閉会を告げた。



令和4年4月1日から、専用住宅・併用住宅に設ける合併処理浄化槽の処理対象人員算定基準の緩和を開始します。

徳島県は、専用住宅又は併用住宅に設置する合併処理浄化槽の処理対象人員算定について、「建築物の用途別による屎尿処理槽の対象人員算定」(JIS A3302-2000)が実情に添わないと考えられる場合に取扱うことができるものとして、人員算定基準の緩和規定を定めた。

少子高齢化や核家族化等が進行しており、広い住宅であっても実際の居住人員が減少している場合があるため、緩和措置適用の条件を全て満たした場合には、4月1日以降の着工予定の浄化槽について、JIS算定基準で定めている「7人槽」を「5人槽」に低減する選択をできることになった。

なお、設置後に、適用条件を満たすことができなかった場合は、適切な人槽に切替・交換を含めた改善を講じる等の遵守事項も定めているので、計画段階での慎重な検討が必要となる。

【緩和措置適用条件】

- ①一戸建ての専用住宅又は併用住宅である（賃貸・建売住宅等は対象外）
- ②住宅部分の延べ床面積（増改築の場合は公示後の延べ床面積）が180m²以下
- ③台所及び浴室がそれぞれ1か所以内
- ④実居住人数及び将来の居住人数の見込みが5人以下
- ⑤使用水量の見込みが1日1,000リットル以下

緩和措置適用を受けるには

1. 申請者が自署した「緩和措置適用願い」4部を提出すること
2. 届出書・計画書の「5. 処理対象人員及び算定根拠 ②算定根拠」に「※緩和措置適用」と記入すること
3. 適用日までに確認済証が交付されている場合は、計画変更届出書（計画書）を提出すること
※専用住宅の一部を店舗にする際に緩和措置の適用手続きを行う場合、浄化槽の構造や規模がない場合は、記載事項変更届出書を提出すること。
4. 対象住宅の間取り図面を添付すること
5. 母屋と離れの取扱事例

No.	種別	床面積	設備			浄化槽の人槽	
			台所	浴室	トイレ	現行	緩和措置
①	母屋	100m ²	○	○	○	7人槽	なし
	離れ	40m ²		○	○		
②	母屋	100m ²	○	○	○	7人槽	なし
	離れ	40m ²	○		○		
③	母屋	100m ²	○	○	○	7人槽	有り 5人槽
	離れ	40m ²			○		

遵守事項

- ・自らの責任において、浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃が適切に実施されること。
- ・浄化槽設置後、適用条件に適合しなくなった場合及び法定検査の結果が「不適正」と判定された場合には、適切な規格（人槽）の浄化槽への切替・交換、浄化槽維持管理標準契約書の変更契約も含め、速やかに改善措置を講じること。
- ・浄化槽管理者（設置者）を変更する場合、変更後の浄化槽管理者に対し、当該浄化槽設置届出書（計画書）の写し等を引き渡す等して、上記について遵守義務があることを承継すること。



令和3年度 管理士試験合格発表 合格率20.8%で10.3%ダウン

(公財)日本環境整備教育センターは12月17日、令和3年10月24日(日)に全国5会場(宮城県、東京都、愛知県、大阪府および福岡県)で実施した浄化槽管理士試験の結果を発表した。

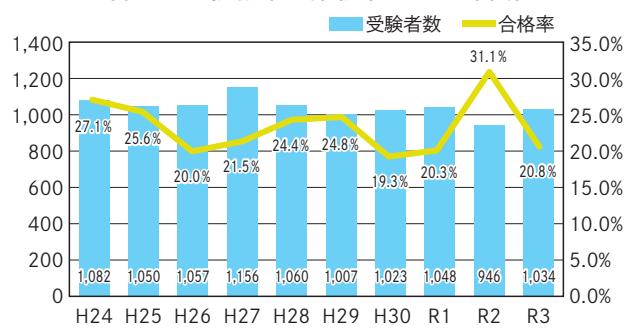
それによると本年度の受験申請者数は1,175名(前年度1,111名)、そのうち1,034名(同946名)が受験した。合格者数は215名(同294名)で合格率20.8%(同31.1%)で前年度に比べ合格率は▼10.3%と大幅にダウン(79名減少)した。

なお、合格基準点は総合得点65点以上。

会場別の合格者数は次のとおり

宮城会場	18名	(前年度 31名)	-13名
東京会場	56名	(同 73名)	-17名
愛知会場	68名	(同 87名)	-19名
大阪会場	46名	(同 63名)	-17名
福岡会場	27名	(同 40名)	-13名
計	215名	(同 294名)	-79名

管理士試験結果の推移(過去10年間)



令和3年度 浄化槽設備士試験合格発表 合格率45.3%で7.8%アップ

令和3年9月7日、公益財団法人日本環境整備教育センターは、7月4日(日)に全国5ヶ所(宮城県、東京都、愛知県、大阪府、福岡県)で実施した浄化槽設備士試験の結果を発表した。

それによると、本年度の受験者数は、受験申請者数792人(昨年度725人)のうち706人(同574人)で、辞退者等を除いた受験率は89.5%(同90.8%)であった。

合格者数は320人(同215人)で合格率45.3%(37.5%)となった。

今年は、新型コロナウイルス感染症対策の理解が深

まり、辞退・欠席する受験者が減少し、感染拡大前(令和元年)には届かなかったものの受験者数が706人まで回復した。

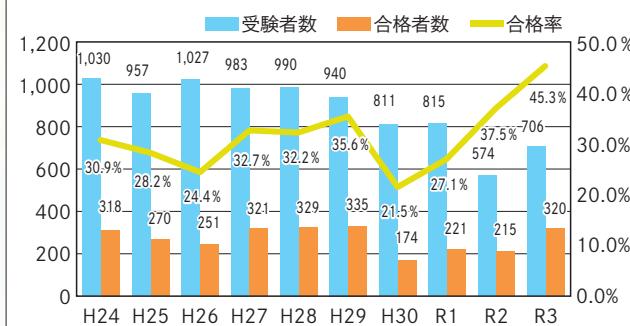
また、合格者数は昨年度に比べ105人増加し、合格率が昨年度比7.8%の大きな増加となった。

なお、合格基準点は、学科試験、実地試験ともに60点以上。

<試験会場別の合格者数>

宮城会場	57名	(前年度 32名)	+ 25名
東京会場	83名	(同 55名)	+ 28名
愛知会場	59名	(同 60名)	- 1名
大阪会場	38名	(同 29名)	+ 9名
福岡会場	83名	(同 39名)	+ 44名
計	320名	(同 215名)	+ 105名

過去10年間の設備士試験結果の推移(H24~R3)



出前講座 新池川をきれいにする会

令和3年11月26日、ボランティア団体「新池川をきれいにする会」に徳島県水・環境課職員2名の方、鳴門市下水道課職員2名の方と当センター職員2名が参加し、合併処理浄化槽の啓発活動が行われた。

今回の出前講座は、県主催「とくしま浄化槽連絡協議会」による汚水処理施設普及の活動として初めての活動となる。

講座当日は、鳴門市から公共下水道の整備状況と合併処理浄化槽の補助金について、徳島県から今後の汚水処理施設の整備方針について、当センターは合併処理の構造及び微生物の働きについて説明し、参加者に合併処理浄化槽に対する理解を深めていただいた。



啓発活動

藍住北小学校で出前講座の実施

令和3年11月22日、藍住北小学校において、とくしま浄化槽連絡協議会の出前講座が開催された。

出前講座では、徳島県水・環境課が水の循環に関する座学と当センターが実際に汚した水のCOD測定や汚した水を浄化する実験を実施した。

徳島県は汚水処理施設の整備が進んでいないため、身近な水環境の状況を知ることを通じ、自分たちができることや汚水処理施設の整備について考える機会になることが期待される。



津田公園

パークアドプト清掃活動を実施

当センターでは、徳島市の協働したまちづくりの推進事業である「パークアドプト事業」に参加し、環境活動の一環として、当センター前の津田公園の清掃活動を年3回行っている。

今年度最後の活動は、12月14日午後1時より、職員11名で清掃活動を行った。

当日の活動は、前回9月28日の雑草の刈り取りや不法投棄されたゴミの処分を徹底して行っていたおかげで、植え込みや擁壁の溝などに生えた雑草まで刈り取りすることができた。

今回は、公園がきれいな状態で維持されていたので作業が渉ったが、維持管理と同様に利用者の協力やマナー向上もあったと思う。

公園の維持管理について、草刈り・ゴミ拾い（保守点検）、廃棄処分（清掃）、定期的なチェック（法定検査）を行っているが、浄化槽の管理に似ていると感じることができた。

今後も、利用者や地域の方が安心して利用し、汚さたくないと思われるよう、この活動を継続していきます。



水質計量便り

～食品ロス削減へ～

日本の食品廃棄は毎年1,900万トンにもおよび、いわゆる「食品ロス」の削減が大きな課題となっています。

そこで新たな取り組みとして、「賞味期限の長さに応じて商品の価格を変動させる」実証実験が、経済産業省協力のもと東京都内のスーパーで実施されるそうです。

これは、デザートやパン、豆腐などをはじめとする16の商品を対象に、賞味期限が近づいた商品の販売価格を段階的に下げていく仕組みです。具体的には賞味期限に応じて同じ商品に最大で4種類のシールを貼り、価格を変動させて、安い商品を優先的に消費してもらうことで、賞味期限切れによる「食品ロス」の削減効果があるかを検証します。

このほか、スマートフォンのアプリを活用し、購入した食料品の量と消費した量の差を可視化することにより、食品ロス削減への意識を高めてもらう取り組みも進めます。

また、食品ロス削減の推進は、バーチャルウォーターの問題対策にもつながります。

バーチャルウォーターとは、「農産物や製品などを外国から輸入することは、その生産物を作る為に使われた水を輸入すること」という考え方です。

例えば牛肉を輸入した場合、牛を育てるための餌となる穀物にも大量の水が使われます。

つまり、世界の約6億6,300万人が安全な水を利用できない状況で、水を大量に輸入するということは、輸出している地域の水を大量に消費し、さらに水不足を悪化させてしまう事につながります。

このように無駄を無くす取り組みが、食品ロス削減だけにとどまらず、SDGsのゴールである貧困問題、水問題、環境問題などの課題に向き合い、持続可能な社会を構築することにつながります。私たちも、身近なことから始めたいものですね。

by koizumi

事務局だより

法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

○11条検査

日程：令和4年2月24日～令和4年3月31日
地区：徳島市、藍住町、北島町、石井町、上板町、板野町、阿波市、吉野川市、美馬市、つるぎ町、東みよし町、三好市

○7条検査

日程：令和4年2月24日～令和4年3月31日
地区：徳島市、藍住町、北島町、石井町、上板町、鳴門市、松茂町、板野町、東みよし町、三好市

○那賀町検査(らくらくあんしん協議会)

日程：令和4年2月24日～令和4年3月31日
地区：那賀町全域

○神山町検査(神山町きれいな水づくり協議会)

日程：令和4年2月24日～令和4年3月31日
地区：神山町全域

